

『ごみの分別徹底のお願いについて』

最近ごみの分別ができていないものが多く、ごみ置き場に違反ごみが常時残されているとの苦情が多く寄せられています。

可燃ごみの中に資源ごみのビンや缶が混入されていたり、資源ごみである容器包装プラスチックやペットボトルの中に、割り箸やティッシュ等の可燃ごみが混入されていることが多く見受けられます。ごみ置き場を管理されている方やご近所の方に大変迷惑がかかっています。

ごみの分別ができていない場合、処理費用が余分にかかりますので、ごみの分別徹底をよろ

しくお願いします。

日程表に書いてあるごみの分け方や分別マニュアルでわからない場合は、本庁環境課・各総合支所ほけん福祉課までお問い合わせください。



『ごみの不法投棄について』

近年、心無い方の不法投棄が多くみられます。人目につかない道路沿いや河川、山、ごみ置き場等にごみが放置され、多くの方が迷惑しています。

ごみが捨てられると、悪臭の原因や害虫の発生など生活環境に悪影響を及ぼします。また、

不法投棄は、法律で1,000万円以下の罰金または5年以下の懲役もしくはその両方など、罰則が規定されている“犯罪行為”です。

不法投棄の現場を見られた方は、本庁環境課・各総合支所ほけん福祉課、または警察（☎110）までご連絡ください。

『野焼きについて』

今、全国で焼却施設（ごみの焼却場）以外で廃棄物を焼却処分する「野焼き」が問題となっています。

家庭から排出されるごみや農作業で使用されるビニール等を野外で焼却することはできません。

ごみを焼いた場合、ダイオキシン等の有害物質が精製されることがあり、ご近所にも迷惑がかかります。ごみは決められた日に収集場所に出してください。悪質な場合は、法律で3年以

下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれらの両方が適用されます。

